

平成 20 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 東洋シャッター株式会社
代表者名 取締役社長 藤田 和育
(コード番号 5936東・大第 1 部)
問合せ先 常務執行役員企画管理本部副本部長 丸山 明雄
(TEL. 06-4705-2125)

内部統制に関する基本方針の変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 7 日開催の取締役会において、金融商品取引法が求める「財務報告に係る内部統制システムの構築」および「反社会的勢力排除に向けた体制整備を目指すこと」を目的として、下記のとおり内部統制システムに関する基本方針を変更することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり業務の適正および財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS 役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図る。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、月 1 回の開催実績を維持し、その他必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象である。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。後述する項番 5 の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものである。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて 10 年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TS コンティンジェンシープラン」を定め、リスクの低減に努めるものとする。
- (2) 同じく各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織として内部統制統括部を設置する。内部統制統括部にはコンプライアンス室、リスク管理室、業務監査室、品質管理室を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
- (3) 内部統制統括部は業務監査室が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各室がリスク管理に係わる規程を定め行動する。
- (4) 役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、内部統制統括部で把握した当社のリスクに関する事象への全社的対応の協議を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとする。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行う。
- (2) 職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS 役職員行動規範」を定め、当社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化する。
- (2) コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織の内部統制統括部にコンプライアンス室を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行う。
- (3) 役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、内部統制統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行う。
- (4) 内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織の内部統制統括部に業務監査室を置き、使用人の業務執行状況を監査する。
- (5) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

- (1) グループ会社の業務の適正を確保するため、「TS 役職員行動規範」をグループ会社にも適用し周知徹底するものとする。
- (2) グループ会社は当社に準じて規程類を整備するものとする。
- (3) グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、内部統制統括部業務監査室による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとする。
- (4) 同じく、内部統制統括部各室により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。

- (5) 監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役職務を補助すべき使用人を、当社は置かない。
 - (2) 但し、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとする。
 - (3) 監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - (4) 監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
 - (2) 前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする。
 - ① 当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。
 - ② 当社のグループ会社内部監査の活動状況。
 - ③ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更。
 - ④ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容。
 - ⑤ 内部通報制度の運用及び通報の内容。
 - ⑥ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
 - (2) 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
- (1) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - (2) 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、内部統制統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

以上